

児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問 利用の流れ

※おおむね申請から利用可能になるまで1か月程度かかります（目安）

原則④の時点の翌月1日から支給決定します。

利用開始の3か月前から申請を受け付けます。

①障がい福祉課又は相談支援事業所に相談

※お子さんが通う事業所とは別になります。

＊サービスを利用するためには相談支援専門員の作成する「障害児支援利用計画案」が必要です。相談支援専門員を見つけてください。

障害児支援利用計画案とは…

利用を開始する前に相談支援専門員が、面談を通してお子さんの特性を考慮した上で必要なサービス支給内容・量を検討し、作成する計画書です。

相談支援事業所の空きがなく「障害児支援利用計画案」の作成ができない場合はセルフプランにて利用申請が可能です。（状況によってはセルフプランの利用をお断りすることもあります。）

＊通う事業所の見学

お子さんが利用できそうか見学をお願いします。合わせて児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援事業所側の受入れができるか確認をお願いします。

セルフプランの場合は利用する事業所にセルフプランでのサービス利用をお話してください。

②市役所に申請

※必要なもの

- はんこ
- マイナンバー（保護者・児童）、身元確認書類
- セルフプラン（相談支援事業所を利用しない場合のみ）
- 障がいを確認できる書類（いずれか1つ）
 - 障害者手帳
 - 診断書
 - 証明書（医療機関提供のもの）
 - リハビリ計画書
 - 診療情報提供書
- 特別児童扶養手当証書（特児有期まで有効）
- 児童相談所の意見書（判定日確認。市役所で同意書を書いてもらいます）

有効期限：3か月以内のもの

※聞き取り調査をします（1時間ほどかかります）

※児童発達支援を利用するお子さんのみ

- お子さんが第2子以降 課税状況により利用料の軽減措置があります
- 3歳になってからの4月1日～小学校入学前までのお子さん
利用料が一律無料になります

※複数の事業所を利用する場合や、きょうだい児で利用する場合は、「利用者負担上限管理事務依頼（変更）届出書」を提出



裏面へ続く！

③相談支援事業所と面談

※セルフプランの方はありません

④相談支援事業所が市に計画案を提出

※セルフプランの方は保護者が行います

⑤市が支給決定（決定通知書・受給者証の発行）

※計画相談支援事業所経由でお渡しいたします（セルフプランは自宅宛て郵送）

⑥受給者証が届いたら通う児童発達支援・放課後等デイサービスと契約し、利用開始

※お子さんのことで、サービス利用に関することや日常生活で困ったことがあったら、相談支援事業所又は障がい福祉課に相談してください。（一時的に預けられるサービスを利用したい、お子さんの体が大きくなって入浴介助が困難 など）

申請のお問合せ先 太田市役所障がい福祉課 自立支援係 0276-47-1929